

別表第四十の一号（第 141 条関係）

有線一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）業務開始届出書

令和 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926
 住所 東京都千代田区霞が関2-1-2
 (ふりがな)
 氏名 いきほうけーぶるかぶしがいしゃ 域放ケーブル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう ゆうほう こうたろう 代表取締役社長 有放 光太郎
 電話番号 03-5253-6111

有線一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。以下同じ。）の業務を次のとおり行うので、放送法第 133 条第 1 項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名			
	〇〇 〇〇〇			
一般放送の種類	有線一般放送—テレビジョン放送			
使用施設	自己の設備又は他人の設備の別	自己の設備		
	設備の規模	300		
	ヘッドエンドの設置場所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
	主たる演奏所の設置場所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
	受信空中線の設置場所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
	線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置	別紙のとおり。		
業務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
	509MHz	同時再放送	有	NHK〇〇テレビ放送局
	516MHz	自主放送		
業務区域	届出者が、自身の番組編集のために定める基準を記載するこ り			
放送番号	放送時間			
	1日当たり			
	12時間			

組 に 関 す る 事 項	主たる放送事項		
	〇〇市からの周知・広報内容		
業務開始の予定期日	令和 年 月 日	業務開始時の受信契約者の見込数	100 (50)
有料放送の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有料放送を含む <input type="checkbox"/> 有料放送を含まない		

以下の書類も添付する。

- 再放送の同意に係る事項（再放送同意書）
- 道路法の規定に基づく許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し